

# 平成 24 年度環境衛生業務実施計画

## I はじめに

環境衛生に係わる保健所の業務は、市民の皆様の日常生活から横浜を訪れる人々まで、たくさんの人々の暮らしの安心を支えています。

横浜市では、中期4か年計画でも掲げているように、今年度は観光・創造都市を目指し、経済や産業の活性化、MICE 全般の誘致や集客都市として一層の活性化を目指しています。

こうした中、年間延べ 4,200 万人が訪れる観光都市横浜には、ショッピングモールや魅力ある観光施設等大規模な建築物（特定建築物）も多く、ホテル等の宿泊施設には年間延べ 480 万人以上の方が宿泊していることから、安心して横浜を訪れることができるよう営業施設の衛生を確保する必要があります。

一方、370 万人を超える市民が暮らす大都市として、市民の日常生活に密接している施設も数多く、ビルやマンションなどに設置された飲料水の受水槽設備など（水道関係施設）が約 11,000 施設あり、理容所、美容所、プール、公衆浴場など衛生確保が重要な営業施設（環境衛生関係営業施設）も約 18,000 施設あります。市民が安心して暮らせるよう日常生活に密接した営業施設の衛生確保も必要です。

これらの施設の衛生確保を目標に、横浜市保健所では関係法令に基づき営業施設の許認可や立入検査、衛生管理に関する指導・啓発を進めていきます。

また、動物愛護の推進については、開設2年目をむかえる横浜市動物愛護センターを、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として、動物愛護の精神や適正飼育の啓発等を行っていきます。

これらの環境衛生に関わる横浜市保健所の取り組みを、「平成 24 年度 横浜市環境衛生業務実施計画」に取りまとめました。本計画に沿って、市民の皆様の健康と安全・安心な生活を守り、健康被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。

## Ⅱ 実施期間

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## Ⅲ 実施主体

横浜市保健所における環境衛生業務の企画・統括を **横浜市保健所 健康安全部** 及び **横浜市動物愛護センター**が実施します。

施設の指導や市民の方々からの相談対応などについて、主に各区に所在する **横浜市保健所 各区福祉保健センター** が実施します。

また、環境衛生業務の推進にあたり、**横浜市衛生研究所** との連携を図ります。

## Ⅳ 計画の概要

### 1 平成 24 年度の重点取組事項

#### 1 レジオネラ症防止対策

##### (1) 公衆浴場やスポーツ施設、宿泊施設の浴室における感染症予防対策

昨年度、市内の公衆浴場やスポーツ施設の浴槽などからレジオネラ属菌が検出された事例があり、施設を利用した方がレジオネラ症を発症する事故も発生しました。

入浴施設には浴槽水の循環ろ過をはじめ、シャワー、カランなどさまざまなろ過設備や配管設備が備わっており、レジオネラ症を防止するためには、その設備に応じた適確な維持管理が求められています。

そこで、今年度はシャワーや蛇口に給湯するための「調整箱」の維持管理状況を調査分析し、適切な維持管理方法を策定していきます。

##### ア 公衆浴場に設置される調整箱のレジオネラ属菌汚染状況調査

調整箱のレジオネラ属菌の検査を行い設備の汚染状況を確認します。

【実施時期】平成 24 年4月1日から 12 月 31 日まで

【検査数】 180 検体

## イ 結果に基づく指導

レジオネラ属菌が検出された場合には、直ちに清掃、消毒等を指導するとともに、原因を究明し、再発防止策の策定を指導します。

【実施時期】平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## ウ 維持管理手順書の作成支援

各福祉保健センターは、営業者自らが施設の維持管理手順を作成するにあたり、必要な助言指導を行います。

【実施時期】 衛生管理講習会 平成 24 年4月(2回実施)

調査監視時における助言指導

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## (2) レジオネラ症患者発生届出に基づく施設等環境調査

レジオネラ症は乳幼児や高齢者、病気にかかっている人など抵抗力の弱い人が感染しやすい感染症で、市中肺炎の 3～10%を占める肺炎型と発病率が約 90%のポンティアック熱型の二つの型があります。

○肺炎型の主な症状(潜伏期間:2～10日)

高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気、下痢、意識障害

致死率は、約 5-30%

○ポンティアック熱型の主な症状(潜伏期間:1～2日)

発熱、寒気、筋肉痛

一般に軽症で、数日で治ることが多い。

レジオネラ症は感染症予防法で4類感染症に分類され、診断した医師は直ちに保健所に届け出なくてはなりません。この届出があった場合、保健所はレジオネラ症の感染拡大及び再発の防止を図るため、直ちに各福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等調査チームを編成し、患者の行動や利用施設の調査を実施し、感染原因の究明を行います。

## 2 飲料水の衛生対策

### (1) 小規模受水槽水道等に関する条例の改正について周知啓発を徹底

受水槽とは飲料水を貯めておくタンクのことで、ビ



ルや商業施設、マンションなどに設置され、衛生的な維持管理が必要です。しかし、地下にコンクリートで作られている受水槽では生活排水等が混入する事故が続けて発生したため、平成 22 年 12 月に「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を改正し、受水槽有効容量が $8\text{m}^3$ 以下の地下式受水槽等には管理状況の定期検査の受検、その他の $8\text{m}^3$ 以下の小規模受水槽水道には自己点検の結果を報告することを義務付けました。

この改正の趣旨を踏まえ、受水槽受水槽水道の設置者に対して、改正条例の周知啓発を行うとともに必要に応じて調査指導を実施します。

#### ア 小規模受水槽水道等の設置者に対する管理状況検査受検指導

管理状況検査の受検義務がある小規模受水槽水道(受水槽有効容量: $8\text{m}^3$ 超~ $10\text{m}^3$ 以下 及び  $8\text{m}^3$ 以下地下式受水槽)で検査を受検していない施設に対して、受検指導を行います。

また、管理状況検査の結果が、施設基準又は管理基準に適合しない施設に対しては、立入検査等を実施して、施設の改善又は必要な措置を指導します。

【実施時期】平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

【受水槽施設数】1,867 施設 (平成 24 年4月1日現在)

#### イ 小規模受水槽水道の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

管理状況検査の定期受検が義務づけられていない小規模受水槽水道(受水槽有効容量が $8\text{m}^3$ 以下で、設置形態が地下式受水槽でない施設)を対象に自己点検の実施及び点検結果の報告を求めます。

また、自己点検の結果が、管理基準に適合しない施設に対しては、立入検査等を実施して、必要な措置を指導します。

【実施時期】平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

【対象施設数】6,826 施設 (平成 24 年4月1日現在)

## (2) 飲料水健康危機管理対応調査

貯水槽水道の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、適切な対策を講ずることを貯水槽水道施設の設置者に保健所から指導します。

### 3 動物愛護の推進

横浜市では人と動物の調和の取れた共生社会の実現を目指し、神奈川区に横浜市動物愛護センターを設置しています。



横浜市動物愛護センター

動物愛護センターを動物愛護管理行政の拠点として、次の 3 つを施策展開の柱に掲げています。

詳細は「横浜市動物愛護管理行政推進の基本的考え方」をご覧ください。

- ・ 動物の愛護等に関する意識の醸成
- ・ 共生にむけた総合的・体系的対策の取組
- ・ 関係者間の共同関係の構築及び基盤整備

### 4 墓地・納骨堂の許可と適正運営に向けた指導

墓地等の設置にあたっては、計画地の周辺住民から反対を受けることが多く、また、宗教法人などから寄せられる墓地計画相談の中には、安定的な墓地経営の実施に疑念がある計画も少なくありません。

こうした墓地建設に関する紛争やいわゆる名義貸しによる墓地経営の問題に対応するために、横浜市では「墓地等の経営の許可等に関する条例」を全部改正し、平成 23 年9月に施行しました。

この条例の重要な改正点の一つに、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」の設置が挙げられます。

上記審査会は専門の有識者で構成される横浜市の附属機関で、宗教法人などが墓地等の設置を計画する際に、当該



メモリアルグリーン

墓地計画が安定かつ永続的に経営されるかどうかを判断するため、資金計画や法人の財務状況を審査していきます。

平成 24 年度は、改正条例のポイントとなる次の4点を踏まえて、良質で安定経営を行うことのできる墓地を市民に供給できるよう相談者を指導するとともに、住民・事業者間の紛争調整を担う健康福祉局相談調整課と連携して両者の合意形成に努めます。

【条例改正のポイント】

- ・ 事業型墓地に係る経営の安定性の確保といわゆる名義貸しの防止
- ・ 周辺住民と事業者の円滑な合意形成の促進
- ・ 周辺環境や使用者の利便性への配慮
- ・ 墓地設置計画の住民説明と関係法令の適合性審査手続の義務化

## 2 通常監視業務

### 1 営業許可関係施設

#### (1) 目的

環境衛生営業施設等に立ち入り、監視指導することにより、各施設における公衆衛生の確保を図ります。

#### (2) 実施期間

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

#### (3) 実施内容

対象施設に立ち入り、監視票の各項目をチェックします。指導は原則として、文書（環境衛生指導書）で指導します。指導を行った施設については、年度内に改善状況の確認を行います。

#### (4) 対象施設

旅館業、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、プール、海水浴場温泉施設等 5,442施設の監視指導を実施予定

## 2 特定建築物関係

#### (1) 目的

大規模（延べ面積が 3,000 平方メートル以上）なショッピングモールなど、多くの人々が集まる施設では、施設の清掃や空気調和設備の維持管理等が適確に実施される必要があります。施設に立ち入り、監視指導することにより、各施設の衛生的な環境の確保を図ります。

## (2) 実施期間

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## (3) 実施内容

対象施設に立ち入り、特定建築物立入検査票に基づき現場に備え付けてある書類の検査、設備等の管理状況の検査及び必要に応じて空気環境の測定を実施し、検査結果に不適事項があった場合は特定建築物立入検査・指導票で改善指導を行います。

# 3 建築物登録業関係

## (1) 目的

大規模な建築物は、施設の清掃や空気環境測定などの維持管理を専門の事業者へ委託して管理を行うことがあります。この委託を受けて行う事業者の技術を一定以上に保つために、市が一定基準を満たした事業者を登録する制度(建築物登録業登録制度)が設けられています。この事業者に対し立入検査を行うことで、登録業者の資質の向上を図り、建築物の衛生的な環境の確保を図ります。

## (2) 実施期間

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## (3) 実施内容

対象事業所に立ち入り、建築物登録業立入検査票に基づき実施します。検査結果に不適事項があった場合は環境衛生指導書で改善指導を行います。

# 4 水道施設関係

## (1) 目的

井戸水等の地下水を水源とする専用水道施設へ立入検査を実施し、専用水道により供給される飲料水の衛生を確保します。

## (2) 実施期間

平成 24 年4月1日から平成 25 年3月 31 日まで

## (3) 実施内容

対象施設に立ち入り、専用水道立入検査表に基づき実施します。検査の結果に不適項目があった場合は、専用水道立入検査表の指導事項欄または環境衛生指導書で水道技術管理者等に改善指導を行います。

## V 平成 24 年度 監視指導実施予定施設数

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| <b>営業許可関係施設</b>          | <b>5,442</b> |
| 旅館業                      | 219          |
| 興行場(劇場・映画館等)             | 79           |
| 公衆浴場                     | 607          |
| 理容所                      | 932          |
| 美容所                      | 1,781        |
| クリーニング所                  | —            |
| 一般クリーニング所                | 791          |
| 特定洗濯施設                   | 9            |
| 取次店・無店舗取次                | 637          |
| プール・海水浴場                 | 180          |
| 温泉利用施設                   | 73           |
| 畜舎・化製場(牛舎・豚舎・大型ペットショップ等) | 131          |
| <b>建築物・水道関係施設</b>        | <b>1,756</b> |
| 特定建築物                    | 472          |
| 建築物登録業者                  | 221          |
| 専用水道                     | 147          |
| 小規模受水槽水道                 | 772          |
| 簡易給水水道(地下水利用施設)          | 12           |
| 社会福祉施設                   | 32           |
| 医療監視                     | 100          |
| <b>動物取扱業</b>             | <b>499</b>   |



## VI 環境衛生知識の普及啓発、相談対応等

各区の保健所福祉保健センターには、環境衛生関係施設の衛生に関することのほか、ねずみ・昆虫等の駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も数多く寄せられています。

中でも、市民の方々から一番多く寄せられる昆虫に関する相談はハチの巣の除去に関する事です。平成 23 年度は6,194件のご相談が寄せられました。ハチの巣は大きくなるほど駆除費用も高額になるため、早期発見・早期駆除の呼びかけを、広報媒体を通じて行っています。



この他、ねずみ、シロアリ等の駆除についても相談を受けています。

また、環境衛生営業施設の営業者に向けて、衛生措置等を定める法律・条例の改正等について情報提供を行い、営業者が遵守すべき事項を周知します。

営業者に向けた情報提供は、施設への立入検査の機会や営業者向けの衛生講習会の開催を通じて行い、あわせて監視結果のフィードバックを行うことで、営業者の衛生管理意識の向上を図ります。

## VII 調査事業

通常の見察業務のほかに、調査研究、国等からの依頼調査、これまでの指導結果の検証などのために、次の調査事業を計画しています。

### 1 専用水道水質実態調査

井戸水等の地下水を水源とする専用水道施設(以下「自己水源型専用水道施設」という。)の場合、原水の水質特性に合わせた浄水処理方式を導入する必要があります。

自己水源型専用水道の設置者が原水の水質特性を把握し、適切な浄水処理方式を

導入するよう助言、指導等を行うため、市内の自己水源型専用水道の水質実態調査を実施します。

#### ア 対象施設

自己水源型専用水道施設 60 施設

#### イ 検査

衛生研究所は、水道水質基準項目及び管理目標設定項目等を検査します。

## 2 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するために調査を行います。

対象施設: 温泉法に基づく許可を受けている源泉及び温泉利用施設(49 施設)

調査時期: 平成 24 年9月から平成 24 年 12 月

## 3 ドライクリーニング溶剤調査

厚生労働省からの依頼に基づき、ドライクリーニング溶剤等に係る衛生管理及び環境保全の重要性に鑑み、営業施設の実態等を把握し、指導等に資することを目的に市内の洗濯を行っているクリーニング店を対象に調査を行います。

対象施設: 洗濯を行っているクリーニング店のうちドライ溶剤を使用している施設  
(837 施設)

調査時期: 平成 24 年9月から平成 24 年 12 月

## 4 新規特定建築物に対する空気環境測定

特定建築物立入調査については、「横浜市特定建築物立入検査実施要領」に基づき立入検査を実施しています。

使用開始から期間が経過していない新規特定建築物を対象に特定建築物の立入調査時に空気環境測定を実施することにより、建築物内ホルムアルデヒド濃度、必要換気量の確保、冬季暖房期の加湿状況等を確認し、維持管理上の問題点の発見と解決及び特定建築物事前指導結果の検証を行います。

対象施設: 平成 23 年度に供用を開始した特定建築物 (28 施設)

調査時期: 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

## VIII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要ですが、それに伴う営業者及び設置者等による自主衛生管理も重要になります。

そこで事業者等に、衛生意識の向上を図るとともに、維持管理計画の作成や点検の実施、及び維持管理の見直し等を指導していくことにより、自主衛生管理を推進します。

また、横浜市生活衛生協議会(※)やその他環境衛生関係団体が実施する衛生講習会等の事業についても支援していきます。

※ 横浜市生活衛生協議会とは、行政との連携のもと、会員の自主的努力により、施設の衛生管理の推進と業界の発展を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与する目的で設立されました。会員は、環境衛生営業施設である理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業の5業種で組織されています。

### 1 環境衛生施設等事業者

環境衛生関係営業施設における自主衛生管理を推進するために、自主点検表の作成と、営業者による自主点検の実施を啓発します。

### 2 生活衛生協議会への支援

横浜市生活衛生協議会で実施している自主管理事業の実施にあたり、検査方法の助言等を行います。

また、横浜市生活衛生協議会では、横浜市の訪問理美容サービス事業を受託しています。訪問理美容サービスを行うにあたり、横浜市生活衛生協議会が衛生管理等の講習会を開催しており、本市から職員を講師として派遣し、店舗以外で理容・美容行為を行う際に衛生面で注意すべきこと等について講義します。

### 3 優良施設等の表彰

#### 横浜市保健所長表彰

環境衛生関係営業者の自主衛生管理意欲を高め、営業施設の衛生管理状態の向上を目的として、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった施設を表彰します。



## Ⅸ データ集

### 1 施設の推移

(各年度末現在)

|          | 旅<br>館 | 興<br>行<br>場 | 公<br>衆<br>浴<br>場 | 理<br>容<br>所 | 美<br>容<br>所 | ク<br>リ<br>ー<br>ニ<br>ン<br>グ<br>所 | 墓<br>地<br>・<br>火<br>葬<br>場<br>等 | プ<br>ー<br>ル<br>等 | 温<br>泉<br>利<br>用<br>施<br>設 | 化<br>製<br>場<br>等 | 家<br>畜<br>及<br>び<br>家<br>禽<br>舎 | 産<br>あ<br>い<br>物<br>処<br>理<br>場 |
|----------|--------|-------------|------------------|-------------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 平成 19 年度 | 398    | 76          | 393              | 1,988       | 3,713       | 2,650                           | 2,724                           | 198              | 60                         | 2                | 189                             | 1                               |
| 平成 20 年度 | 392    | 75          | 382              | 1,955       | 3,696       | 2,539                           | 2,842                           | 200              | 62                         | 2                | 187                             | 1                               |
| 平成 21 年度 | 393    | 77          | 382              | 1,941       | 3,752       | 2,502                           | 2,852                           | 191              | 66                         | 2                | 188                             | 1                               |
| 平成 22 年度 | 380    | 82          | 376              | 1,931       | 3,821       | 2,470                           | 2,854                           | 184              | 64                         | 2                | 200                             | 1                               |
| 平成 23 年度 | 381    | 83          | 363              | 1,921       | 3,855       | 2,361                           | 2,910                           | 178              | 60                         | 2                | 198                             | 1                               |

|          | 特<br>定<br>建<br>築<br>物 | 建<br>築<br>物<br>登<br>録<br>業 | 専<br>用<br>水<br>道 | 簡<br>易<br>専<br>用<br>水<br>道 | 8<br>m <sup>3</sup><br>超<br>小<br>規<br>模<br>受<br>水<br>槽<br>水<br>道 | 8<br>m <sup>3</sup><br>以<br>下<br>小<br>規<br>模<br>受<br>水<br>槽<br>水<br>道 | 簡<br>易<br>給<br>水<br>水<br>道 | 動<br>物<br>取<br>扱<br>業 |
|----------|-----------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|--|---|----------------------------|-----------------------|
| 平成 19 年度 | 1,294                 | 484                        | 158              | 9,161                      | 1,572  | 9,103   | 15                         | 958                   |
| 平成 20 年度 | 1,313                 | 476                        | 157              | 9,054                      | 1,343  | 8,892   | 14                         | 995                   |
| 平成 21 年度 | 1,340                 | 478                        | 157              | 8,893                      | 1,472  | 8,633   | 15                         | 1,034                 |
| 平成 22 年度 | 1,361                 | 480                        | 156              | 8,656                      | 1,371  | 7,708   | 14                         | 1,108                 |
| 平成 23 年度 | 1,387                 | 482                        | 156              | 8,408                      | 1,262  | 7,431   | 14                         | 1,117                 |

## 2 監視件数実績

(平成 23 年度実績)

| 旅館業 | 興行場 | 公衆浴場 | 理容所 | 美容所   | クリーニング所 | クリーニング所<br>(施設内訳) |     |     | 水浴場 | 温泉  | 化製場 |
|-----|-----|------|-----|-------|---------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |      |     |       |         | 一般                | 取次  | 無店舗 |     |     |     |
| 175 | 60  | 305  | 803 | 1,468 | 1,065   | 331               | 734 | 0   | 150 | 122 | 87  |

| 特定建築物 | 建築物登録業 | 水道   |        |          |        |
|-------|--------|------|--------|----------|--------|
|       |        | 専用水道 | 簡易給水水道 | 小規模受水槽水道 | 簡易専用水道 |
| 415   | 198    | 124  | 11     | 213      | 371    |

## 3 ハチの相談件数等実績

### (1) 相談件数

|          | スズメバチ | アシナガバチ | ミツバチ | その他 | 合計    |
|----------|-------|--------|------|-----|-------|
| 平成 19 年度 | 2,378 | 4,107  | 379  | 464 | 7,328 |
| 平成 20 年度 | 2,617 | 4,669  | 330  | 550 | 8,166 |
| 平成 21 年度 | 2,731 | 4,842  | 257  | 512 | 8,342 |
| 平成 22 年度 | 1,658 | 5,017  | 203  | 380 | 7,258 |
| 平成 23 年度 | 2,118 | 3,559  | 158  | 359 | 6,194 |